

# 宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業と

## 介護保険住宅改修について

宮崎市介護保険課



# 住宅改修の 位置づけについて

# 介護保険における住宅改修の位置づけについて

段差の解消、手すりの設置などの住宅改修を行い、福祉用具の導入と併せ要介護者等が安心して在宅で生活できるように支援する。



# 要介護者等の在宅介護を考えるためには・・・

利用者の現在の能力を確認する（できる、できないを把握する）



利用者の自宅内環境の見直しを検討する（家具等の配置の変更、動作の見直し等）



福祉用具等の導入で対応できないか検討する

（宮崎市ホームページに掲載している住宅改修・福祉用具の手引きを参照）



住宅改修を検討する



# 利用者の現在の能力を確認する

- ・ 利用者が生活する上で特に不安な場所、動作を聞き取る
- ・ 在宅生活に関わる職種（ケアマネ、福祉用具専門相談員、理学療法士等）で家屋内、外の動線を確認する



## 動作

- ・ リハビリ等で改善できないか検討する
- ・ 福祉用具等に対応できないか検討する

## 場所

- ・ 自宅内環境の見直し

# 福祉用具等で対応できないか検討する

## 貸与（レンタル）

- ・ 車いす 等
- ・ 特殊寝台 等
- ・ 手すり
- ・ スロープ
- ・ 歩行器
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 移動用リフト（つり具の部分除く）

## 購入補助

- ・ 腰掛便座
- ・ 移動用リフトの つり具の部分
- ・ 入浴補助用具
  - 入浴用いす
  - 浴槽用手すり
  - 浴槽内いす
  - 入浴台
  - 浴室内すのこ
  - 浴槽内すのこ
  - 入浴用介助ベルト

# 自宅内環境の見直しを検討する

移動の際に支持物がないと歩けない

廊下を歩く時、滑る感じがする

居室でよく物や床に引っかかる感じがある

靴を履く時にふらつく

2階に上がる時に落ちそうで怖い



家具などを移動させてみる

靴下やスリッパ等の履物を脱ぐ

敷物やコード類は動線上に置かない

玄関に椅子を設置する

使用する部屋を1階に移す

# 住宅改修の概要

	介護保険 住宅改修費	住宅改修補助事業 (宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業)
対象者	要支援・要介護認定者	要支援・要介護認定者で、 <u>生計を一つにする親族・同居人の 前年分所得税額の合計が7万円以下</u>
給付(補助)率	9割～7割	課税状況により7段階(10割～4割)
限度額	20万円	30万円



# 給付(補助)率について

## 介護保険住宅改修費

給付率	9割～7割 (利用者負担1割～3割)
-----	-----------------------

介護保険負担割合証

交付年月日

被保険者

番号

住所

フリガナ

氏名

生年月日

性別

利用者負担の割合

適用期間

開始年月日

終了年月日

開始年月日

終了年月日

保険者番号並びに保険者の名称及び印

4 5 2 0 1 1

宮崎市

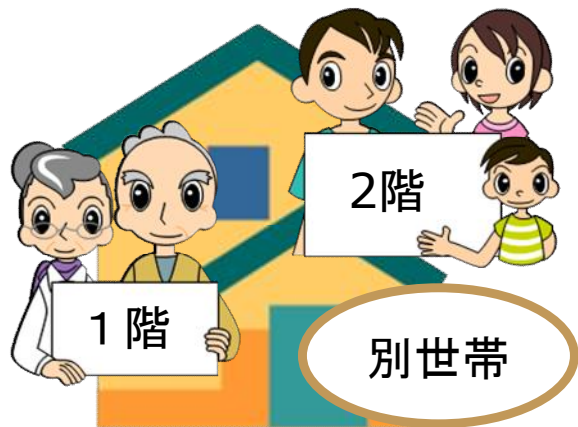
宮崎市印

## 住宅改修補助事業 (宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業)

税額等による世帯階層区分		補助率
A	生活保護世帯	10割
B	市民税非課税・所得税非課税	9割
C	市民税課税・所得税非課税	8割
D	所得税額 1円以上 5,000円以下	7割
E	所得税額 5,001円以上 15,000円以下	6割
F	所得税額 15,001円以上 40,000円以下	5割
G	所得税額 40,001円以上 70,000円以下	4割

# 住宅改修補助事業の補助率に関わる同一世帯について

## ●別世帯同住所の場合



構造上、玄関・トイレ・台所がそれぞれ独立しており、生計が別であれば補助率算定に加えない。

## ●同世帯別住所の場合



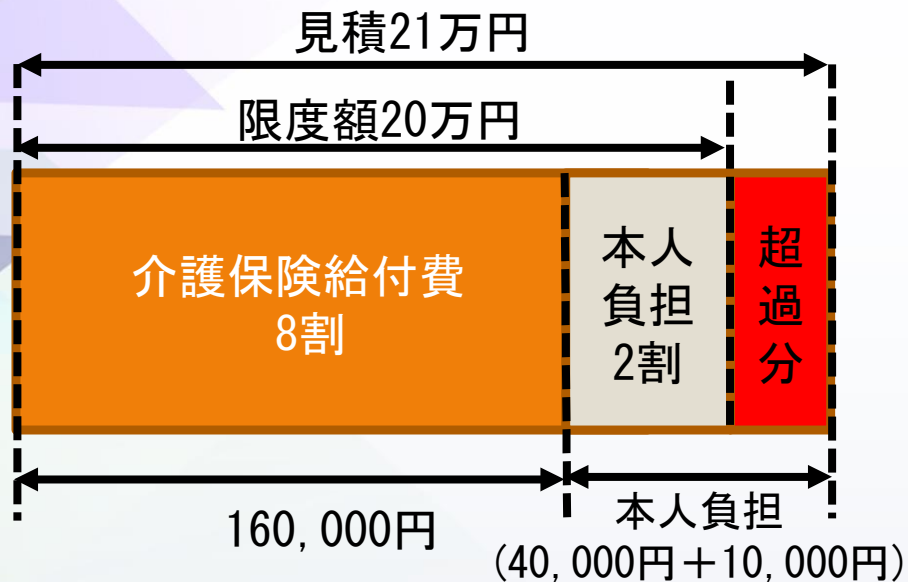
住民票を異動せずに別住所に居住していても、住民票上で同一世帯であれば、生計同一と判断し、補助率算定に加える。

※税法上の扶養に要介護者等が含まれる場合は同一生計とする。

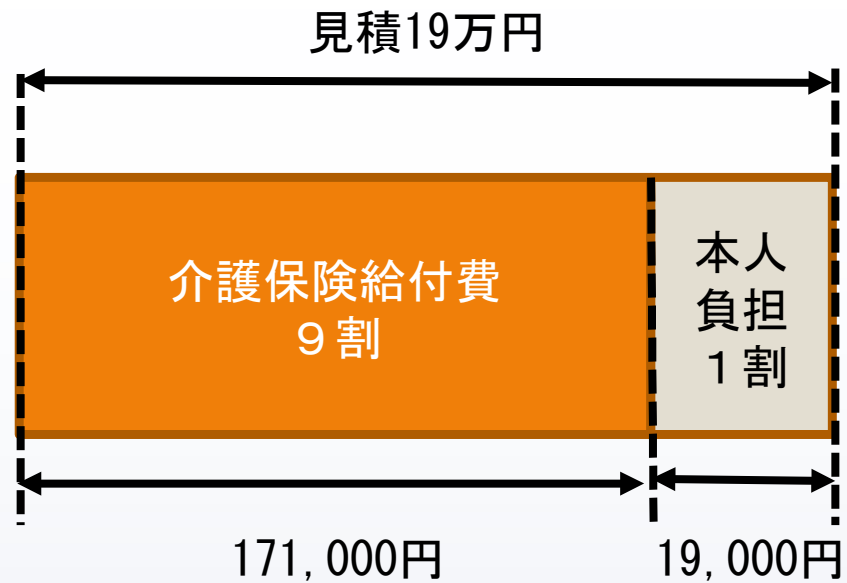
# 限度額の考え方

介護保険住宅改修費 限度額20万円

工事見積21万円、利用者負担2割の場合



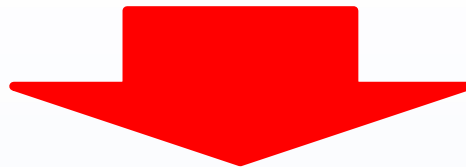
工事見積19万円、利用者負担1割の場合



# 介護保険住宅改修費限度額の例外

- ・ 転居した場合
- ・ 初めて住宅改修費が支給された改修工事の着工日の要介護度区分を基準として「介護の必要の程度」の段階が3段階以上※上がった場合

※詳細は次のページ



支給可能残額があってもリセットされ  
限度額は20万円となる

# 介護の必要の程度によるリセット

○：リセット  
×：リセット対象外

		現在の要介護度					
		要支援1	要支援2 要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
初めて行った住宅改修の着工日の要介護度	要支援1	×	×	×	○	○	○
	要支援2 要介護1	×	×	×	×	○	○
	要介護2	×	×	×	×	×	○
	要介護3	×	×	×	×	×	×
	要介護4	×	×	×	×	×	×
	要介護5	×	×	×	×	×	×

# 対象工事種目

対象工事種目	介護保険住宅改修		住宅改修補助事業 (宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業)		
		手すりの取り付け	20万円	手すりの取り付け	20万円
	段差解消	20万円	段差解消	30万円	
	滑り防止及び円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	20万円	滑り防止及び円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	20万円	
	引戸等への扉の取替え	20万円	引戸等への扉の取替え	20万円	
	洋式便器等への便器取替え※	20万円	洋式便器等への便器取替え※	20万円	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">要支援1は対象外</div>			階段昇降機	30万円	
			移動・介護に必要なスペース確保	30万円	
			キッチン周り	30万円	
			浴室改修	浴槽取替え	20万円
				ユニットバス本体	30万円
				給湯設備	10万円
				配管	5万円
				シャワー水洗	5万円
洗面台	20万円				
給水栓取替え	5万円				

※介護保険住宅改修、住宅改修補助事業あわせて30万

# 工事後の現地調査について

現地調査対象工事…住宅改修補助事業のみの種目

①補助事業実績報告書提出



ケアマネジャーに現地調査が行われる旨、連絡します。

②本人または家族との日程調整

※宮崎県建築住宅センター担当者との調整



③現地調査

事前申請時と同様の工事をしているか。



④補助金の支払い

# 申請手続きの手順について



# 事前申請（提出書類）

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修申出書
- ☆住宅改修が必要な理由書
- ☆見積書・カタログ
- ☆図面（平面図・立面図）
- ☆住宅改修施工前の写真（直近のもの）
- ☆その他必要書類

～補助のみ・介護保険との併用時～

- ☆補助金等交付申請書
- ☆同意書兼誓約書（税資料閲覧用）
- ☆相手方登録申出書

## 必要な書類

- ：介護保険住宅改修
- ☆：住宅改修補助事業

詳しくは  
「住宅改修・福祉用具の手引き」  
をご覧ください。



# 理由書について

## ●利用者の身体状況

- 記入内容：
- ・発症からの経過
  - ・麻痺の有無
  - ・障害者手帳の有無
  - ・主たる家屋内や屋外での移動方法 など

## ●介護状況

- 記入内容：
- ・同居家族の有無
  - ・家族構成
  - ・どのような介護を行っているか。
  - ・すでに使用している福祉用具 など

## ●住宅改修により、利用者等は日常生活をどう変えたいか

- 記入内容：
- ・利用者、家族が住宅改修によってどのような暮らしがしたいかという要望
  - ・各専門職の判断
  - ・改修後の生活を想定したもの など

# 理由書について

## ☆理由書の内容でよく電話確認する事項

- ・ 2階に寝室がある場合の階段手すり工事で1階に寝室を移す検討をしたのか
- ・ 限度額を超える見積額で介護保険分のみの申請は補助事業を利用しないか
- ・ 勝手口と玄関への手すり工事で勝手口の使用用途は何か
- ・ 補助事業の同意書兼誓約書と介護状態記載内容に家族構成等の矛盾がある
- ・ 退院、退所の日程はいつか
- ・ 改修内容目的を具体的に教えてほしい

## △注意点

以前に理由書を作成した方の情報が残ったままになっていたり、記入部分が見切れていて内容が確認できない状態になっていないかご確認ください。

○ケアマネジャー等と施工業者との作成書類について

専門的な書類（見積書、理由書等）⇒ 分担して作成

平面図、写真、承諾書等 ⇒ 分担不要のため、どちらが用意しても良い

※ 理由書は基本的には居宅サービス計画を作成する介護支援専門員（介護予防サービス計画を作成する地域包括支援センター職員）が居宅介護支援（介護予防支援）の一貫として作成します。

○平面図・写真について

平面図と写真の番号を理由書の改修項目に記入

理由書と平面図の記載が一致しているか提出前に確認

※ 平面図は屋外の改修のみでも本人の導線を確認するために必要

# 承認後の変更・取下について

事前申請の承認後に変更・取下げが生じた場合は、工事着工前に速やかに手続きする。

※提出はケアマネジャー等、施工業者のどちらでも良い。

## ●変更（提出書類）手引きP.24～25

【介護・併用】介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修に係る変更申出書  
【補助・併用】補助事業計画変更承認申請書

## ●取下（提出書類）手引きP.26

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修及び  
宮崎市高齢者等居宅介護住宅改修補助事業に係る申請取下げ申出書

# 事後申請（提出書類）

- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修支給申請書
- 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修工事完成届
- ☆委任状（受領委任払いの場合）
- ☆領収証
- ☆住宅改修施工後の写真

## 必要な書類

- ：介護保険住宅改修
- ☆：住宅改修補助事業

～補助のみ・介護保険との併用時～

☆補助事業実績報告書

☆請求書

☆工事請負契約書（写し）

工事完成後30日以内に  
提出をお願いします。



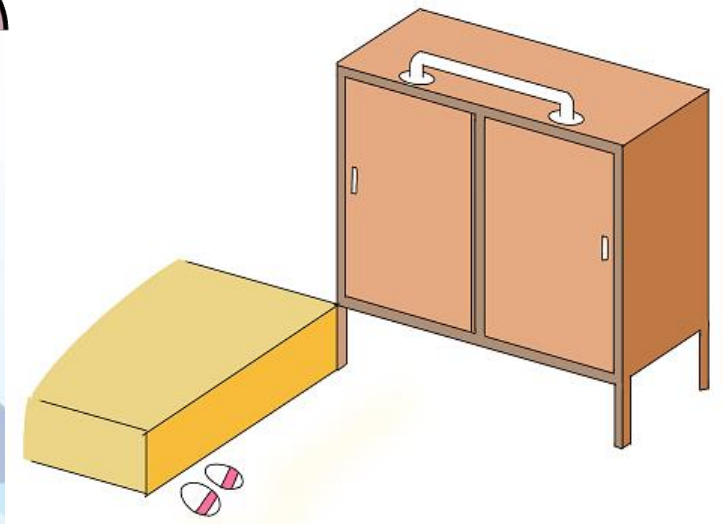
# 事例紹介

# 玄関

## ●手すり（靴着脱・上がり框昇降・移動時使用）



『いつもくつ箱につかまって移動しているからくつ箱に手すりを取り付けたい。』



くつ箱が壁や床に**固定**されていれば**対象内**です。





# 玄関

## ●踏み台（上がり框の段差解消のため）

幅 1 m以内が対象となり、1 mを超えた分は自費



『改修後、一時使ってみたら狭くて使いづらい。もっと広いものに取り替  
ほしい。』

使い勝手を理由に**同じ場所に  
形の違うもの**を取り付けることは出来ません。



『亡くなった夫が住宅改修で取り付けた踏み台の高さが自分に  
合わないので、自分に合った踏み台を取り付けたい。』

**身体状態に合わない**場合既存の物を変更す  
ることは可能です。



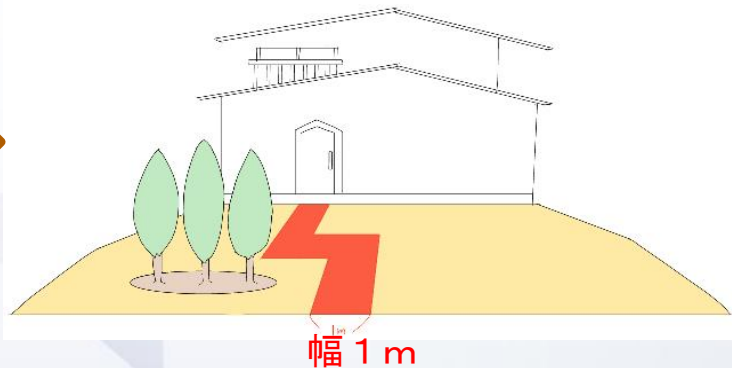
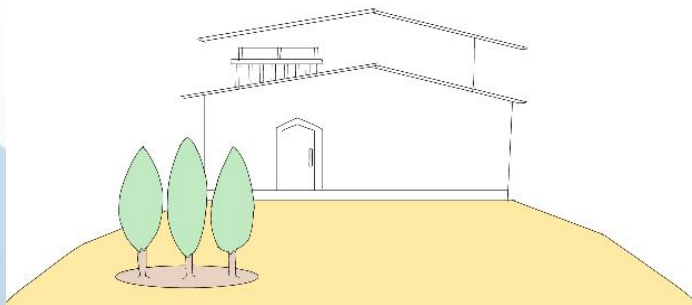
# 屋外

## ●通路の整地



『移動しやすいように家の前を整地したい。』

幅 1 m 以内の通路が対象です。



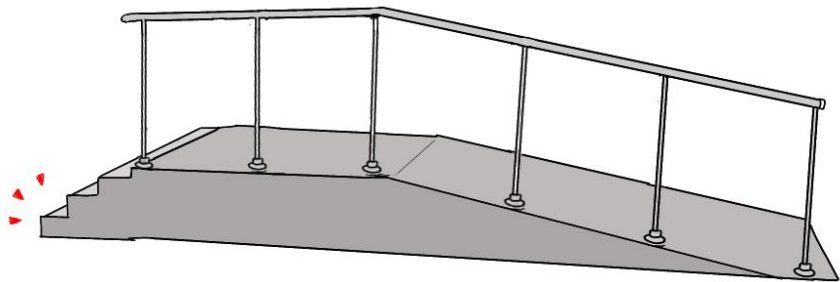
# 屋外

## ●スロープ作成



『調子の良い時は階段を使いたいのでスロープと階段どちらも作りたい。』

『今は車いすだけど将来的には階段も使えるようになりたいので今のうちにスロープと階段どちらも作りたい。』



どちらか片方のみ対象です。  
現在の身体状況に合った改修のみが対象です。

# 屋外



## ●スロープ作成

『スロープはどのくらいの勾配が理想？』

『業者から提出された立面図ではスロープ勾配が1/5ですが大丈夫？』

スロープ勾配は  $1/8 \sim 1/12$  程度を推奨しています。  
車いす自走や介助、歩行器使用など身体状況や介助状況  
に合わせて検討してください。



# 屋外

その他



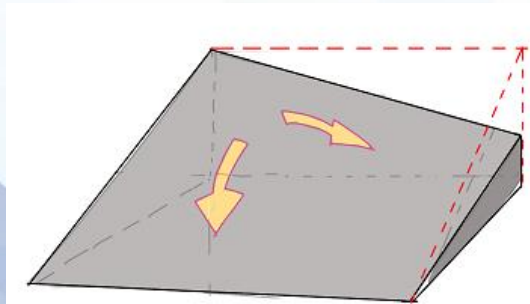
『勝手口にスロープを付けたい。』



扉開けてすぐスロープは危険です。



『移動しやすいように側面もスロープ状にしたい。』



側面のスロープ化は転倒リスクがあり危険です。

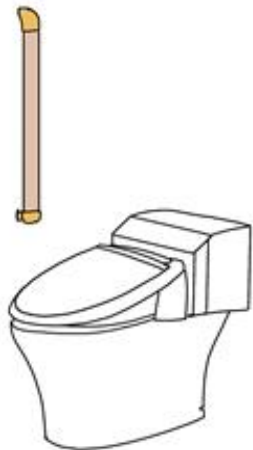
# トイレ

## ●手すり（立ち上がり、衣類の着脱、移動時）

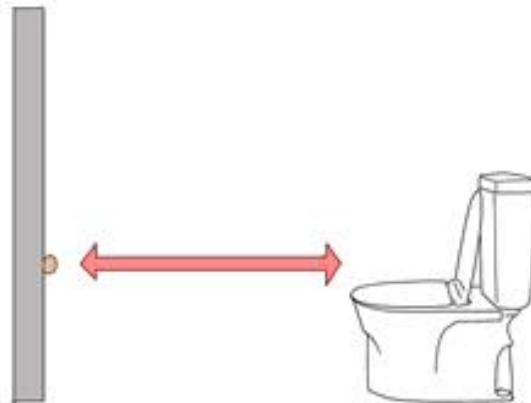


立ち上がり用の手すりの位置は大丈夫ですか？  
立ち上がりにくくないですか？

便器の真横



遠すぎる位置



# トイレ

## ●便器の変更（和式→洋式）



『家の洋式トイレを温水洗浄便座にしたい。』

洋式トイレから洋式トイレへの変更は対象外です。



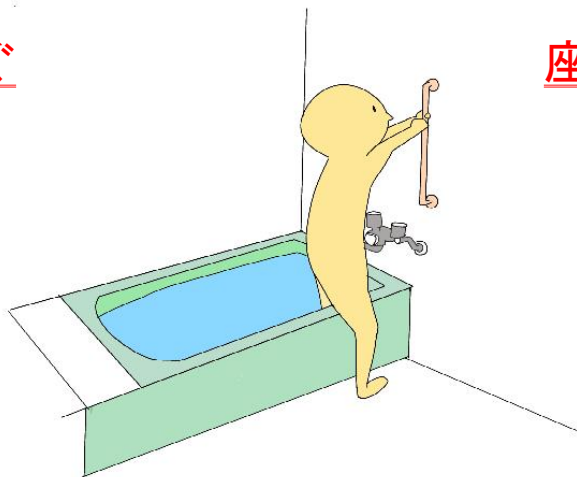
対象内：和式→洋式（温水洗浄付き）

対象外：洋式（温水洗浄なし）→洋式（温水洗浄付き）

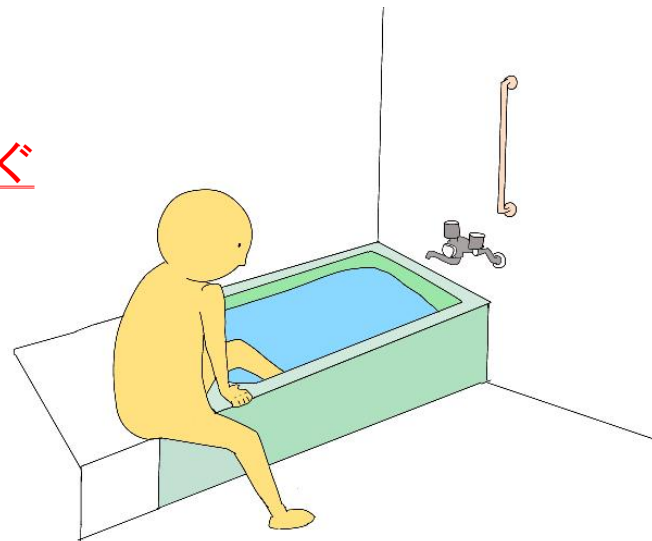
# 浴室

## ●浴槽付近の手すり設置

立って跨ぐ



座って跨ぐ



※身体状況に合った動作を確認してください



# 廊下

## ●手すり



『家族が自分で取り付けた手すりがガタガタするので  
同じ場所に新しい手すりを付けたい』



全く同じ場所に同じ様な手すりを付ける場合、**老朽化**とみなされ**対象外**になります。身体状況の変化により長さや高さ、太さの変更が必要な場合は対象となります。

# 廊下

## ●手すり



『**同じ敷地内**にある息子宅にお風呂を借りています。息子宅の浴室までの移動の手すりはどこまで対象になりますか？』

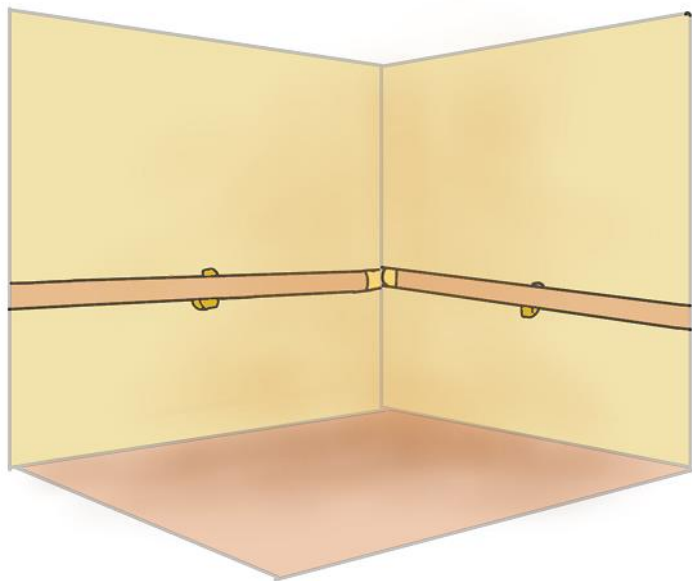


**現在居住する住宅**が対象内になります。息子宅に繋がる屋外手すりは対象になりますが、息子宅内の手すりは対象になりません。

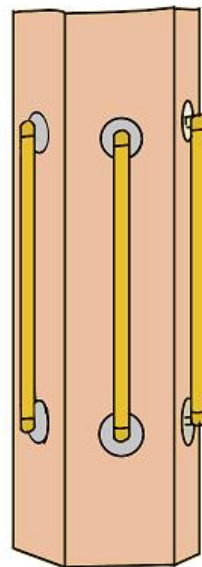
# 廊下

その手すり本当に必要ですか？ 長さは大丈夫ですか？

①廊下端までの手すり



②同じ柱に3本以上の手すり



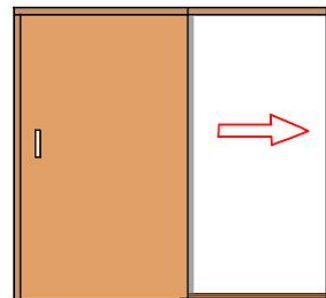
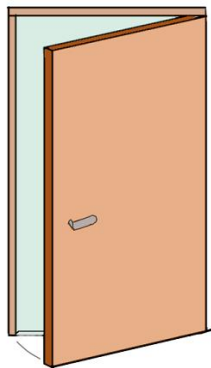
# 居室

## ●扉の変更



『最近ふらつくから部屋のドアを**開き戸**から**引き戸**に換えたい。』

開き戸から引き戸への変更は**対象内**です。しかし、**引き戸**から**引き戸**への変更は**対象外**になります。



# 居室

- 床の貼り替え
  - ・畳→フローリング
  - ・畳→緩衝畳



『フローリングが古くなっているので新しくしたいです。』

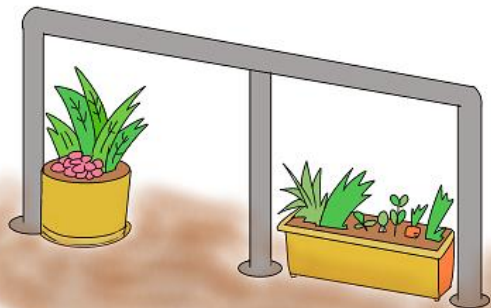
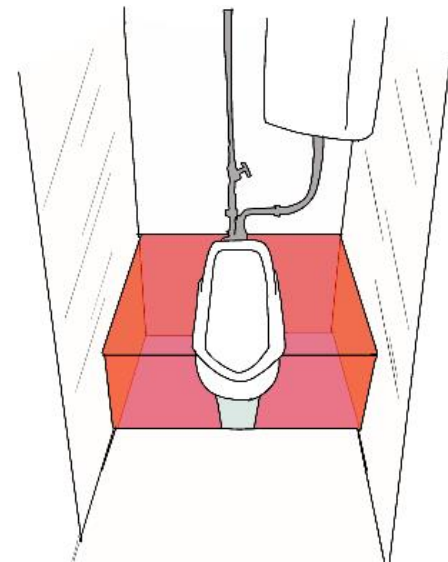
老朽化による改修は対象外です。



# その他



自動車式トイレの段差解消に伴う付帯工事は、**段差部分の壁**改修のみ対象です。



手すりの下に物を置いていませんか？



ご本人の在宅生活を支える職種等で話し合った結果、どのような改修を行えばいいのか判断に迷った場合



介護保険課にご連絡（TEL：21-1777）いただき、必要な聞き取りなどを行った後に現地調査を行います。

# 研修会アンケート



<https://logoform.jp/form/HxnK/474223>

※施工業者様は回答必須になります。

ご回答いただけない場合は、『受領委任払いの登録』を取り消す事がありますのでご注意ください。